

(55) 蓮明の検田の事例から、梅村喬氏は、「国衙検田自体が（中略）一方の荘領支配を有利に導く目的で行われていることがあったことを示している」と指摘する（「検田請作と荘領支配」『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館、一九八九年）。

(56) 佐藤泰弘前掲注（1）論文。

(57) 堀池春峰前掲注（43）論文。ところで、泉谷氏は、隆経は清澄庄周辺の公田を請け負う負名だとする（前掲注（43）論文）。しかし、隆経は薬師寺権別当であり、延久六年には伊賀国名張郡の矢川・中村の地を買い取り、舎弟には陽明門院に仕えていた藤原保房がいた。また、隆経は、清澄庄の田堵平末任をも使としている。このような人物を負名だと理解することはできない。

(58) 永承三年（一〇四八）、禅林寺座主深観は「開発功」を理由に地子・臨時雑役の免除を申請している（「伊賀国符案」『平安遺文』六五三）。

(59) 「開発功」による地子免除については、丸山幸彦「二〇世紀における庄園の形成と展開——東大寺領板蠅柚を中心に——」『史林』五六、一九七三年）。

(60) 佐藤泰弘前掲注（1）論文。

(61) 下向井龍彦『水左記』にみる源俊房と薬師寺——太政官政務運営変質の一側面——（古代学協会編『後期摂関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年）。平安時代の薬師寺については、他に、西口順子「平安初期における大和国諸寺の動向」『平安時代の寺院と民

衆』法蔵館、二〇〇四年、初出一九七四年）、追塩千尋「平安期の薬師寺」『中世南都の僧侶と寺院』吉川弘文館、二〇〇六年）がある。

(62) 堀池氏は、隆経の舎弟藤原保房が陽明門院藏人であったことから、隆経と頼宗は、保房を介してつながったと想定した（堀池春峰前掲注（43）論文）。この見解に対する私見は述べた通りである。

〔付記〕本稿は、公益信託松尾金藏記念奨学基金（平成二六年四月～平成二八年三月）・平成二十九年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）一七J〇〇六八〇による研究成果の一部である。

四五二、二〇〇〇年)。

(42) なお、長元八年の近江介は資房だったので、彼が実経に口入した可能性も十分に想定される。

(43) 吉川真司「平城京南郊の古代荘園」(栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』法蔵館、二〇一七年)。清澄庄の沿革については、上記吉川論文を参照。その他の専論としては、泉谷康夫「東大寺の寺領——清澄庄と窪庄——」(角田文衛編『新修国分寺の研究 第一巻 東大寺と法華寺』吉川弘文館、一九八六年)、堀池春峰「東大寺領清澄庄の経営」(『南都仏教史の研究 遺芳篇』法蔵館、二〇〇四年、初出一九五三年)、伊藤寿和「東大寺領大和国「清澄庄」に関する歴史地理学的研究」(『日本女子大学紀要 文学部』五〇、二〇〇一年)がある。

(44) 清澄庄の地理については、伊藤寿和前掲注(43)論文に詳しい。

(45) 堀池春峰氏は、清澄庄と薬師寺領薬園庄が近接していたことから、「恐らく隆経がかかる近接せる関係を利用して、東大寺領に対して侵蝕を企てたものと解せられる」と述べる(前掲注(43)論文)。

(46) 安田次郎「大和国」(『講座日本荘園史7近畿地方の荘園II』吉川弘文館、一九九五年)。

(47) なお、『東大寺別当次第』権大僧都覚深条には、「停止清澄御庄四至内他領一、皆悉成寺領一了」とあり、最終的に隆経たちの

企ては失敗したらしい。

(48) 『続群書類従』所収。

(49) 『興福寺僧綱補任』は「運命」とするが、「兼威儀師」と注が付いているので、本稿で考察する「運明」と同一人物だと判断される。なお、蓮明は、天喜五年(一〇五七)十二月七日「僧綱牒」(『東大院文書之二』四五四)に、威儀師として署名している。

(50) 『大日本佛教全書 一一三 興福寺叢書第一』(名著普及会、一九八〇年)。

(51) 藤田経世『校刊美術史料 寺院篇 中巻』(中央公論美術出版、一九七五年)。

(52) 隆経が薬師寺別当に昇進したことは、延久六年(一〇七四)「当麻三子所領売券」(『平安遺文』一〇九八)に「薬師寺別当大法師隆経」とあることから知られる。

(53) 新訂増補国史大系本『尊卑分脈』の頭注による。また、頭注から、脇坂氏本と内閣文庫本では「隆継」となっていることが知られるが、「経」と「継」は音が同じであるので、同一人物を指すと判断した。なお、新訂増補国史大系『尊卑分脈』は、尊経閣文庫所蔵林家訂正本および、それに欠ける部分は、同文庫所蔵脇坂氏本を底本とし、同文庫所蔵前田本・国立国会図書館支部内閣文庫本・故実叢書本で校訂している。

(54) 皆川完一「尊卑分脈」(『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館、二〇〇一年)。

「祈田解」を主要な史料として論を進めるため、「僧祈田解」の表記「成道」を用いる。

(32) 概要は以下の史料による。『小右記』万寿四年二月十一日、四月二十一日、五月二十一日・二十二日・二十七日・二十九日条。

(33) 告井幸男「法権の分立と分有」『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年、初出一九九九年。

(34) 告井幸男「撰関期貴族階級の社会構造——官人の兼参を中心に——」『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年、同前掲注

(33) 論文。

(35) 宮崎康充編『検非違使補任 第一』（続群書類従完成会、一九九八年）。

(36) 史料大成本『春記』の翻刻をもとに、東寺旧蔵本（国文学研究資料館が公開するデジタル写真で確認した）で、適宜訂正した。

(37) 「僧祈田解」についての私見を述べておきたい。まず、国の検田が開始される時期については、天喜四年（一〇五六）の「伊賀国黒田荘工夫解」〔『平安遺文』七八二〕に「八月廿五・六日より検田之程」とあり、免除を申請した栄山寺牒・弘福寺牒の多くが九月から十一月に提出されていることから、八月末から九月頃だと考えられる。ならば、「十月八日」に作成された「僧祈田解」は、検田中に作成されたことになるが、解が作成された長元八年は、「旱損」のために「不熟」であったことに注意したい。例年よりも「不熟」であれば、その年の検田の開始時期も遅くなったものと考えられよう。

そうだとすると、解が作成された「十月八日」という時期は、検田の開始以前と理解することができる。「僧祈田解」は、祈田が、今後予定されている検田の際、「志賀郡検田使」成道に、「作田勘益」「雑事」の免除という便宜を図ってもらうために作成した解だと考えてよいだろう。

(38) 実経は藤原行成の子。黒板伸夫「藤原行成の子息たち——後期撰関時代の政治と人脈を背景に——」〔古代学協会編『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年〕。

(39) 『春記』長暦三年閏十二月六日条。木本好信・大島幸雄「史料索引」春記官職名索引（しころ）〔『法政史学』七五、二〇一一年〕は、この「少将」を経季とし、黒板伸夫前掲注（38）論文は資仲とする。『尊卑分脈』『公卿補任』で経季・資仲の子息の生年を調べた結果、資仲子息で長暦三年生まれの人物はいなかった。一方、経季の長男通家は、生年不明であったが、次男の季仲が永承元年（一〇四六）生まれであるから、同条の「少将」は経季で、この時産まれたのは通家と判断した。

(40) 『小右記』万寿元年（二〇二四）十二月七日条、同二年十一月五日条。実資は、桑糸の献上は父行成の示唆に依るものかと推測している。

(41) 上横手雅敬「平安中期の警察制度」〔竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九六九年〕、前田禎彦「平安時代の法と秩序——検非違使庁の役割と意義——」〔『日本史研究』

(21) 西山良平前掲注(19) 論文。

(22) 森公章氏は、受領郎等について、「受領と郎等のつながりは必ずしも強固なものではなく、(中略)受領郎等として渡り歩き財をなす者がいた」と指摘している(『国務運営の諸様と受領郎等の成立』『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇六年)。受領が自身の持つ人脈だけで郎等を選定していないとすれば、受領が郎等を選ぶ際、中央の権門からの紹介を受けていた可能性が想定されよう。

(23) 「僧祈円解」の翻刻は、東京国立博物館が公開するデジタル写真をもとに作成した。「僧祈円解」は、『延喜式』書写の際に、料紙の大きさを揃えるために、天地が切断されたと考えられ、下部の一字が失われている。その文字(本稿掲載の4行目末の□)は、文脈から「年」「日」「比」などが想定されるが断定できない。なお、同史料は、『平安遺文』五四六として収録されている。

(24) 大石直正前掲注(1) 論文。

(25) この事例のように、郡名を付された「検田使」は他に確認することはできないため、成道を「国検田使」とする理解に否定的な意見もあるかもしれない。しかし、①「国検田使」は郡ごとに任命・派遣されること、②中央の権門は庄園ごとに使を派遣して独自に検田していたと考えられること(『春記』長暦三年「一〇三九」十一月三十日条など)から、「志賀郡検田使」成道は、「国検田使」と理解して問題ないと考える。なお、僧祈円が「志賀郡」という郡名を記

したのは、中央にいる「侍従中納言殿」資平に、問題となっている地域(志賀郡)を把握してもらい、志賀郡が「早損」であったとす解の正当性を主張する意図があったのではないだろうか。

(26) 榎道雄「藤原頼通政権論——長久荘園整理論争の意義——」『院政時代史論集』続群書類従完成会、一九九三年、初出一九八五年)。

(27) 長暦二年九月条は、古瀬奈津子「田中本春記」について——長暦二年八月・九月条の紹介——(『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年)の翻刻に従った。

(28) この時の伊勢群行については、所京子「良子齋王の伊勢群行・覚書——『田中本春記』にみる実況——」(『芸林』四三、一九九四年)参照。

(29) 【1】では、「金吾殿」の直後に「殿下」が用いられ、【3】では、「督殿」の直後に「殿下」が用いられている。「殿下」が「〇〇殿」という表現の直後に使用されていることを踏まえると、「僧祈円解」では、事書に「侍従中納言殿」とあるのを受けて「殿下」の表現が使用されたのではないだろうか。

(30) 右衛門志としての成道を確認できる最後の史料は、長元八年十月二十八日の「看督長見不注進状」(『平安遺文』五三七)であり、尉としての成道を確認できる最初の史料は、『行親記』長暦元年五月十五日条である。

(31) 中原成道は「成通」と表記される場合が多いが、本稿では「僧

(2) 大石氏は、検田所・収納所は、十世紀末から十一世紀初頭に成立するが、これらの成立は、「受領による国衙機構再編成の重要な一環を成すものと考えねばならない」「検田所・収納所は、(中略)、目代・在庁などの国使が直接人民支配に乗込んでくることによって成立せしめられたもの」と述べる(大石直正前掲注(1)論文)。佐藤氏は、十世紀後半の検田の強化は、「国が行う土地調査が損田調査から脱皮する過程」で、「この過程は国衙機構の再編の一環であり、(中略)受領専裁が強化される過程でもある」と述べる(佐藤泰弘前掲注(1)論文)。

(3) 拙稿「平安中期における受領と年官」『歴史学研究』九八三、二〇一九年予定)。

(4) 佐藤泰弘前掲注(1)論文。なお、十世紀前半の史料には「見管使」なる使が確認され、これは「国検田使」に先行した存在だと理解されている(西山良平「律令制社会の変容」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2』東京大学出版会、一九八四年)。佐藤氏は、「国検田使」は国図を扱わないが、「見管使」は扱っていることから、「見管使」の土地調査は「令制下の損田調査に近いもの」とする(佐藤泰弘前掲注(1)論文)。

(5) 『平安遺文』六九三。

(6) 『平安遺文』七〇八。

(7) 『日本思想大系8 古代政治社会思想』(岩波書店、一九七九年)。

(8) 大石直正前掲注(1)論文。

(9) 「解文」第十六条。

(10) 新日本古典文学大系36『今昔物語集 四』(岩波書店、一九九四年)。

(11) 佐藤泰弘前掲注(1)論文。

(12) 『平安遺文』三五七。

(13) 『平安遺文』四七二。

(14) 『平安遺文』四七三。

(15) 「伊賀守藤原公則請文案」(『平安遺文』六七三)。

(16) その他は、『平安遺文』四四四・四七六・六一九・九七三など。

(17) もう一つは、伊勢国における「使大掾三枝部助延」の事例である(『平安遺文』四七九)。この「使」が史料全体の文脈から「国検田使」を指すことは明らかであり、大掾三枝部助延が「国検田使」を務めたことが知られる。三枝部助延は「加徴米之国符」を携えて活動しているから、彼が受領の郎等である可能性はある。しかし、助延は他の史料で確認できないため、証明することはできない。

(18) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往来・表白集(高山寺資料叢書第二冊)』(東京大学出版会、一九七二年)。

(19) 西山良平「王朝都市と農村の交流」(加藤友康編『日本の時代史6 撰関政治と王朝文化』吉川弘文館、二〇〇二年)も同様の見解を示す。

(20) 「名」とあることから、「名分」は、「名」田からの税徴収業務を指しているのだろうか。

への働きかけが想定されることも述べた。

これらの事例を踏まえて、改めて「国検田使」について考えてみると、「国検田使」には二つの側面があるということを描き得る。一つは、受領の部下としての側面であり、もう一つは、「国検田使」個人が持つ人間関係で動く側面である。「国検田使」はこれら二つを併せ持つて活動していたものと理解される。

今回検討した「志賀郡検田使」成道は藤原資平との関係を有しており、「国検田使」蓮明は薬師寺権別当隆経との関係を有していた。そして、成道は、資平に便宜を図りつつ検田を実施したものと想定され、蓮明は、隆経が有利になる検田を行っていた。これらの事例からは、受領の指示のもと、個人的な関係を持つ者に対する便宜を図りながら、担当地域の検田を実施する「国検田使」像の姿を読み取ることができ、「国検田使」に就く者が様々な人脉を有していたことは当然であり、彼らがそうした人間関係を意識しながら生きていたことは想像に難くない。ならば、「国検田使」を、受領との関係だけで考えても、その実像を捉えることはできないだろう。先述した二つの側面から「国検田使」を理解する必要がある。

さて、中央の権門は、受領に働きかけることで、自家の関係者を「国検田使」に就けていた。このことは、中央の権門が、自身の持つ人的ネットワークを活用して、受領の任国支配に介入していたことを示している。本稿では、「国検田使」を扱ったが、国使は「国検田使」だけではない。「国検田使」以外の国使についても検討すべきだが、これに

については今後の課題としたい。

注

(1) 国の検田に関する主な研究としては、大石直正「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」(豊田武教授還暦記念会『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年)、森田悌「古代の検田についての小考」(『北陸史学』二四、一九七五年)、佐々木宗雄「十世紀の土地支配——検田を中心に——」(『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年、初出一九八四年)、佐藤泰弘「国の検田」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出一九九二年)がある。そのほかの研究としては、戸田芳実「国衙領の名と在家について」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年、初出一九五八年)、坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)がある。

これらの先行研究によつて、国の検田は、八・九世紀の国司が毎年行うとされた損田調査に由来すると考えられること。その成立時期は十世紀後半に求められること。検田では、①坪ごとの耕作状況(見作田畠・荒田・川成)と面積、②そのうちの見作田については収穫状況(得田・損田)と面積、③作人の名前、④免田(寺田等)・公田の区別が把握され、「馬上帳」と呼ばれる検田の帳簿が作成されたこと。「馬上帳」を集計した「検田目録」によつて免除が確定されたことなどが明らかにされてきた。

検田使」にしてもらったという経緯である。その結果、蓮明は「国検田使」として、相論の田を「収公」し、相論を隆経側に有利に導こうとしたのである。

四・三、蓮明の「国検田使」就任

「国検田使」蓮明は、相論の一方の当事者である隆経の協力者として活動し、隆経側が相論を有利に進められるように検田を行っていたと理解される。蓮明が添下郡の検田使に就けたのは、【史料2】に「申請国判」、威儀師蓮明、為「国検田使」とあるように、隆経が大和国の「国判」を得たからであるが、「国判」を申請する必要があることとは、この場合も、「国検田使」の選定権は大和受領にあつたことを示している。ではなぜ、当時の大和受領（誰かは不明）は、隆経の申請を受け入れ、蓮明を「国検田使」に就けたのだろうか。

その理由について、一つの可能性を述べておきたい。隆経の目的は、相論の田を「収公」（公田と記入）してもらうことにあつたが、もし、これが成功すれば、これまで東大寺の寺田であつた田に官物を賦課することができるようになり、それは大和国が徴収できる官物の量が増えることにつながる。これは、大和受領にとって悪い話ではない。それ故、大和受領は、隆経の申請を受け入れたのではないだろうか。また、隆経から大和受領へ、直接働きかけたかどうかはわからない。ただ、この相論において、隆経は藤原頼宗とも結託していたので、隆経→頼宗→大和受領というルートも想定できよう。

本章の最後に、隆経と頼宗の関係についての私見を述べておきたい。彼らの関係については、まず、相論当時、薬師寺俗別当であつた源師房が注目される。『尊卑分脈』によると、師房の室は頼宗女であり、頼宗と師房は、義父・娘婿の関係にあつた。また、下向井龍彦氏によると、天長七年（八三〇）の直世王の奏上によつて薬師寺最勝会が創始されて以降、薬師寺は王氏の氏寺となり、元慶年間に至つて、源氏の氏寺となつていった。その後、十世紀後半には、源氏長者が薬師寺俗別当となる慣行が成立し、長元八年（一〇三五）に師房が源氏長者になつて以降は、村上源氏が薬師寺俗別当を世襲することになつた⁶¹⁾。先述のように、隆経は宇多源氏であつた。同じ源氏出身である隆経と師房は、それぞれ薬師寺の権別当と俗別当を務めており、師房と頼宗は義父・娘婿の関係にあつた。これらを合わせ考えれば、頼宗と隆経は、師房を介してつながつたものと考えられ⁶²⁾、こつした縁から、隆経は自身の後ろ盾として頼宗を選んだものと思われる。

おわりに

本稿では、①「志賀郡検田使右衛門志成道」と、②「国検田使」威儀師蓮明の事例を検討してきた。その結果、①「志賀郡検田使右衛門志成道」は藤原資平の従者であり、②「国検田使」威儀師蓮明は相論の当事者薬師寺権別当隆経と結託していたことが明らかになった。また、彼らが「国検田使」になり得た理由として、資平・隆経から受領

ることだとし、具体的には、「馬上帳」に寺田等と記入すべき田を公田と記入する行為だとする。また、当時の検田では、課税の有無が問題になっており、公田と称される土地は、官物の賦課基準となる土地であったという⁽⁵⁶⁾。つまり、国が官物を徴収できる田は「馬上帳」に公田と記入され、国が官物を徴収できない不輸の田は「馬上帳」に寺田等と記入されたというのである。この見解に従うと、蓮明は、「馬上帳」に東大寺の寺田（東大寺が徴収権を持つ田）と記入すべき田を公田と記入したものと考えられる。そうだとすると、隆経が「私所領」と称した田は、過去の検田によって、東大寺の寺田として大和国に把握されていた田であったと考えられ、隆経は、東大寺の寺田と確定・把握されていた田を奪い取ろうとしていたと思われる。

ではこの時、隆経はどのような論理を用いて相論に臨んだのだろうか。そこで注目されるのが、隆経が「私所領」は「本是公田」だと主張した点である。堀池春峰氏は、清澄庄の田堵である平末任が隆経の使となつてゐることから、末任は開発した田を隆経または薬師寺に寄進したと推測する⁽⁵⁷⁾。しかし、末任が開発した田は、以前の検田によつて、東大寺が徴収権を持つ田（寺田）と確定されていたから、隆経に寄進しても、隆経の「私所領」とはならない。隆経の「私所領」と公認されるためには、東大寺の寺田だとした検田結果を否定しなければならなかった。そこで、隆経は康平元年に実施される検田の際に、「本是公田」だと主張し、「国検田使」蓮明にその田を公田として「馬上帳」に記入させたものと思われる。「馬上帳」に公田と記載され、そ

のまま「検田目録」が作成されれば、隆経が「私所領」と称する田は、帳簿上、荒廃した公田を再開発した田ということになる。そうなれば、隆経は、「開発功」による地子・臨時雑役の免除を大和国に申請し⁽⁵⁸⁾、それを認めてもらうことで、相論の田からの地子・臨時雑役の徴収権利を得ることができると推測される⁽⁵⁹⁾。このような論法を用いて、隆経は清澄庄田を奪い取ろうとしたと推測される。

また、国の検田では、現場で公験が審査され、公験は免除（寺田）の根拠になつた⁽⁶⁰⁾。清澄庄の場合、相論の田を、公田と「馬上帳」に記入する「国検田使」蓮明の行為（収公）は、東大寺の公験を否定する意味を持ち、それは、相論における清澄庄側の主張の論拠を否定することになる。清澄庄田を横領しようとする隆経にとつて、「国検田使」蓮明の「収公」は、決定的な意味を持つ行為であつたと考えられる。

以上のように、「国検田使」蓮明の検田は、過去の検田結果を否定するものであつたと考えられる。この理解が正しいとすれば、蓮明が「国検田使」に就任した経緯は、次のように考えられよう。すなわち、天喜五年九月以前、平末任から田を寄進された隆経は内大臣藤原頼宗と結託することによつて、頼宗の使を清澄庄に下向させ、「彼殿御領」という札を立てた。これに対して、清澄庄からの反論があつたので、隆経は、翌年（康平元年）に実施される大和国の検田を利用して、東大寺の寺田と確定した以前の検田結果を否定しようとして画策し、大和受領に働きかけて、旧知の仲であつた蓮明を、清澄庄がある添下郡の「国

明尊を始めとする計五〇〇人の僧が参加した。その内訳は、僧正・僧都・律師・威儀師・従儀師・三会已講・「定者一人」の三九人のほか、興福寺から一八八人、東大寺から三八八人、東寺から五〇〇人、延暦寺から一九六人、法成寺から三九人、薬師寺から六人、元興寺・大安寺・西大寺・法隆寺から各一人であった。当然、興福寺僧の蓮明は威儀師として参加していたが、ここで注目されるのは、隆経も参加していたことである。隆経は錫杖の一人として参加しており、『造興福寺記』は彼を薬師寺僧と記している。したがって、供養に参加した隆経は、清澄庄をめぐって東大寺と争った薬師寺権別当隆経と同一人物だと判断される。

ここで、参加僧の所属寺院ごとの人数を見ると、薬師寺・元興寺・大安寺・西大寺・法隆寺からの参加僧は六名から一名で、人数が少ない。これは興福寺と何らかのつながりを持っていた僧が落慶供養に参加したためだと考えられよう。このように『造興福寺記』を読解すれば、隆経は興福寺とつながりを有していた人物であることが指摘でき、ここから、「国検田使」蓮明と隆経のつながりを想定することができ。次に、『尊卑分脈』を見てみたい。『尊卑分脈』には、宇多源氏の人物として「薬師寺別当」と注された「隆経」が確認される。『薬師寺別当次第』⁵¹によると、隆経は、康平四年（一〇六一）に薬師寺別当に就いているので⁵²、『尊卑分脈』の「隆経」は本稿の考察対象である隆経だと理解される。また、『尊卑分脈』の諸写本のうち、脇坂氏本と内閣文庫本が「隆経」に「興」と注している点にも注目したい⁵³。

「興」とは興福寺の意味と理解されるから、脇坂氏本と内閣文庫本は隆経を興福寺僧としているのである。

脇坂氏本は飯田藩主脇坂安元（一五八四—一六五三）の旧蔵本、内閣文庫本は修史局旧蔵本で、明治二十一年に鈴木真年が前田本で校合したものである。皆川完一氏によると、『尊卑分脈』は、伝写の過程で多くの抄録や追補・改訂が行われたと考えられ、ばらばらの状態で伝写されることが多かったらしい⁵⁴。諸本の関係については不明とせざるを得ないが、私は、隆経を興福寺僧とする説が存在していたことを積極的に評価し、この点からも、隆経と興福寺のつながりを読み取りたい。

『造興福寺記』『尊卑分脈』を以上のように評価し、隆経は興福寺とつながりを持つ薬師寺僧であったと理解する。ならば、隆経と興福寺僧の蓮明は旧知の仲であったと考えられ、清澄庄をめぐる相論において、隆経と「国検田使」蓮明は結託していたと考えるべきである。

四・二、「国検田使」蓮明の検田

「国検田使」蓮明と隆経が結託していたのであれば、「国検田使」蓮明の検田は、相論を隆経に有利に進めるためのものであったと考えられる⁵⁵。ここでは、蓮明の検田について考察していく。

【史料2】によると、蓮明は、「国検田使」として、隆経が「私所領」と称し、本来公田であったと号する田地を「収公」した。佐藤泰弘氏によると、「国検田使」が行う「収公」とは、公田として官物を收取す

請レ被下早任^二道理^一裁許^上、御庄田為^二薬師寺権別当隆経

(扇脱カ)

御^一、称^二私所領^一、申^二請国判^一、入^二部檢田使^一責勘并以^二

権別当君御使平末任^一、住人等責凌、不安秋状

右、謹檢^二案内^一、件御庄田者、南北御庄之中候、四至内之尤中也。

而称^二私所領^一、号^二本是公田之由^一、申^二請国判^一、威儀師蓮明、

為^二国檢田使^一從^二他所^一最前先入部収公。尤不安事也。随平末任為^二

権別当御使^一、住人等責勘、不^レ令^二廻跡^一。件末任者、且御庄田

堵也。更無^二芳心^一候。望請、早任^二道理^一、被^二裁下^一者、將^レ仰^二

正理貴^一。仍注^レ事状。以解。

康平元年十月廿三日

(署名略)

【史料1】によると、天喜五年八月二十八日、内大臣藤原頼宗の「御使」が清澄庄の北側地区に下向し⁽⁴⁴⁾、京南二里七・十七・二十・二十八・二十九坪の地を頼宗領（彼殿御領）とする札を立てた。これによって、清澄庄の「田刀」「作人」たちは稲を刈り納めることができず、「御寺地子」の弁備・「雑役」の勤仕ができなくなった。また、頼宗の「御使」が清澄庄に下向した理由は、「薬師寺権別当隆経大法師被^レ申^二下内大臣殿御使^一とあるように、薬師寺権別当隆経が申し下したからであった。この相論を引き起こした張本人は、薬師寺権別当隆経であったと理解される⁽⁴⁵⁾。

【史料2】によると、隆経は、清澄庄の四至内の田は「私所領」で

あり、その田はもともと公田だという理由で「国判」を申請した。その結果、威儀師蓮明が「国檢田使」として庄内に入部して「収公」し、また、「御庄田堵」である平末任も隆経の「御使」として庄の住人を「責勘」する状況となったことが知られる。

以上より、この相論は、内大臣藤原頼宗と結託した薬師寺権別当隆経が、田堵平末任を配下に置いて（自身の使にして）引き起こしたものだとして理解される。ただし、この相論の関係者は先の三人だけではない。安田次郎氏が「隆経は（中略）内大臣藤原頼宗あるいは大和国の檢田使などと結託し」⁽⁴⁶⁾と指摘するように、「国檢田使」威儀師蓮明も隆経の協力者の一人として理解される⁽⁴⁷⁾。

四・一、蓮明と隆経

ここでは、「国檢田使」蓮明と隆経の関係から明らかにしたい。

まず蓮明について、『興福寺三綱補任』⁽⁴⁸⁾によると、蓮明は、長暦元年（一〇三七）から治暦三年（一〇六七）八月に死去するまで、興福寺寺主を務めていたことが知られる⁽⁴⁹⁾。蓮明は興福寺の僧であった。

次に注目されるのは『造興福寺記』の記事⁽⁵⁰⁾である。『造興福寺記』は、永承元年（一〇四六）十二月二十四日の火事で焼失した興福寺伽藍の再建過程の記録である。そのうち、永承三年（一〇四八）三月二日条は落慶供養の記事であり、同条から、供養に参加した僧の名を知ることができる。それによると、この日の落慶供養には、大僧正

を示す事例として指摘しておきたい。これらから、実経は小野宮家との人脈を有していたと考えてよいだろう。こうした関係から、実経が近江国の検田を実施する際、資平は、従者の成道を「志賀郡検田使」として、実経に紹介したと考えられる。

一方、紹介された実経にとつても、成道は「国検田使」として適切な人材だったと思われる。なぜなら、当時の成道は、右衛門志・検非違使の地位にあつたからである。平安中期の検非違使は、租税の徴収のために畿内近国に派遣されることがあり⁴¹、こうした職務を担う検非違使が「国検田使」になれば、現地の対捍が予想される国の検田を円滑に進めることができただろう。国の検田の円滑な実施は、受領実経にとつて望ましいことであり、そうであるので、実経は、資平の紹介を受け入れ、成道を「志賀郡検田使」に就けたものと考えたい⁴²。

四、「国検田使」威儀師蓮明の事例

東大寺領清澄庄は、平城京の右京南郊に所在した庄園である。吉川真司氏によると、同庄は、天平勝宝八歳（七五六）の聖武太上天皇の死去後、光明皇太后によって東大寺に施入された皇后宮職領「浄清所」を起源とする庄園であり、北と南の二つの地区から成る⁴³。ここでは、清澄庄をめぐって、天喜五年（一〇五七）から康平元年（一〇五八）に発生した相論に登場する「国検田使」威儀師蓮明を検討したい。まず、相論に関する史料を二つ載せる。

【史料1】「清澄庄解」『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之十八』一〇二七

東大寺御領清澄御庄解 申請 本家政所恩裁事

請_下殊蒙_一政所恩裁_一、早任_二道理_一、可_レ被_中裁_{下上}、御庄内田_二

薬師寺権別当隆経大法師被_レ申_二下内大臣殿御使_一、立_レ札制止不

レ令_レ苻愁状

立_レ札坪_一、京南一条二里七坪・十七一・廿一・廿八一・廿

九一者

右、謹檢_一案内_一、御庄田刀等追年耕作、随_二御寺勘定_一弁_二備地子_一。

更無_二他妨_一經_二数_一 （二年）_二重_レ書_一ス 代_一也。而件坪_一、以_二去八月廿八

日_一、内大臣殿御使罷下、立_二札_{（前）}彼殿御領之由札_一、制止。作人等

雖_二愁歎_一不_レ能_二苻納_一、漸及_二損失_一。而如_レ此無頼之輩以_二何方術

一弁_二備御寺地子_一、勤_二仕雜役_一哉。仍言上如_レ件。抑退承_二案内_一、

薬師寺之権別当隆経大法師被_レ申_二下御使_一被_二制止_一云々。望請

恩裁、早任_二道理_一、令_レ苻将_レ徴_二納地子_一矣。仍注_レ事状。以解。

天喜五年九月三日 （署名略）

【史料2】「清澄庄司解」『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之十八』一〇二七

清澄御庄司等謹解 申請 政所 裁事

成道だけを召していることに注意しておきたい。これは、成道が資平に仕えていたからだと理解される。この事件からも成道が資平に仕えていたことを読み取れる。

以上三つの出来事から、中原成道は小野宮家に近く、実資・資平の二代に仕え、特に資平の時代に献身的に仕えていた人物であったと評価される。

そして、成道と資平の関係が明らかになったことにより、祈円が資平家に解を提出した理由は明白になろう。祈円は、奉仕対象、且つ「国検田使」成道の主人である資平からの働きかけを期待して、解を資平家政所に提出したのである。

三・三、資平家と国の検田

ここまでの考察によって、「僧祈円解」に登場する人は、すべて藤原資平の関係者であったことが明らかになった。ならば、「僧祈円解」を、資平の立場から読み解けば、国の検田に対する資平家のあり方が見えにくるものと考ええる。

まず注目されるのが、祈円が資平に「奉仕」していたという点である。祈円の「奉仕」内容についてだが、祈円は解で「作田勘益」の免除を申請していることから、彼は田堵だと考えられ、そうだとすれば、祈円の「奉仕」とは、資平領の田を請け負うことだと理解される。したがって、この点から、資平は近江国志賀郡に私領を有していたと考えられる。

志賀郡内に資平領があったならば、その郡の「国検田使」に成道が就いたことは大きな意味がある。というのも、資平従者の成道が、主人資平の領田に対して、不当な検田を行うとは思えないからである。

成道が志賀郡の検田を担当した長元八年の国の検田において、志賀郡にある資平領田に、「国検田使」による被害はなかったものと理解される。資平は、従者の成道に検田させることによって、領主と国との対立が起こりやすい国の検田を、難なく乗り切ったと言える。なお、成道は、祈円からの要求が無くても、祈円が請け負う資平領田に対しては便宜を図ったと思われるが、長元八年は不作であったので、念のため、確認の意を込めて、祈円は解を提出したのではないだろうか³⁷。

では、成道が「志賀郡検田使」に就けた理由は何だったのだろうか。私は、中央の権門が自家の關係者を受領に紹介する事例(第二章参照)を考慮して、成道が「志賀郡検田使」に就いたのは、決して偶然ではなく、資平から近江受領への働きかけがあったからだと想定する。

当時の近江受領は藤原実経である³⁸。資平と実経の直接的な關係を示す史料は確認できないが、実経と小野宮家の關係を示す事例は次のものがある。長暦三年(一〇三九)、藤原経季の長男通家の産養の七夜、資房は、実経・行経(行成息子)・源隆俊と共に盃酒したことが知られるが³⁹、経季は資平の甥であり、小野宮の人物である。また、実経は、但馬守在任中、実資に、二度、「志」として絹五十疋や桑糸五十疋を献上している⁴⁰。この場合、小野宮家というより、実資個人との關係を築こうとしたものと考えられるが、実経と小野宮家の關係

めており⁽³⁵⁾、この官歴が考慮されて犯人逮捕を命じられたものと考
えられるが、万寿四年の時点では検非違使の職を離れていた。ならば、
頭輔は小野宮家の人として犯人逮捕を命じられたものと理解され、成
道は検非違使の中でも小野宮家に近い人間であったために、頭輔と共
に犯人逮捕を命じられたものと理解できる。

成道がこの時点で実資に仕える人物であった可能性はあるが、確実
な史料から明示することができないので、この事件からは、成道は小
野宮家に近い人物であったことを指摘しておきたい。

（二）長久二年大原野祭

二つ目は、長久二年（一〇四一）の大原野祭である。『春記』長久二
年二月十二日条には、

大原野祭也。早且参^二督殿^一、々下参^二給大原野^一。為^レ勤^二日上事^一。

右少弁同参入。又今日行事云々。予着^二衣冠^一、奉幣御幣付^二殿仕

丁^二了。午時許督殿騎馬参入給了。御共人十余人許、無^二府隨身^一。

只御隨身四人、布衣帯^二胡籙^一前駆、尉成道候^二御後^一也

とあり、大原野祭に向かう資平の様子が記述されている。これによる
と、資平（督殿）は十余人の「御共」を率いて大原野社に参つてお
り、その中で「尉成道」が「御後」に仕えていた。成道は長暦元年（一
〇三七）五月には右衛門尉に昇進していたから、この「尉成道」は
中原成道を指す。この記事から、成道が資平に仕えていたことが指摘
される。

（三）中原成道解却事件

三つ目は、中原成道が藤原頼通によつて解却させられた事件である。
『春記』長久二年三月十四日条には⁽³⁶⁾、

入^レ夜参^二督殿^一。命云、右衛門尉成通唯今可^レ被^レ解^二却見任^一之由、
経成含^二論言^一仰^二右大臣^一已了。其故者、近曾右衛門府衛士某丸妻、

為^二僧良了^一被^二打調^一殆及^レ死^一門、所^レ々皆被^レ疵。件僧住^二前齋

院御乳母宅^一云々。仍先愁申^二関白殿^一云、諸衛々士等相引可^レ

致^二愁訴^一。又可^レ亡^二件僧宅^一由云々。関白殿大怒被^レ仰^二諸府年預

官人^一、令^レ捕^二進衛士^一、全禁^二獄所^一已了。又依^二此事^一被^レ勘^二当

季任^一、成通^二云々。致^二放言^一之由、及^二殿下^一早奏^二事由^一被^レ解却^一

云々。事旨甚非常也。惣以無^二計^一事也。即遣^レ召^二成通^一。々々

即参入。問^二給案内^一、成^二通^一、一切無^二此事^一

とあり、突然、成道は解却された。その理由は、右衛門府衛士某丸の
妻が僧良了に打調された事件に関する頼通の裁断について、橘季任と
中原成道が「放言」したからだという。成道解却の一報を聞いた資房
は、父資平のもとに参入して事件の内容を伝え、その後、成道本人を
呼び出して話を聞いている。成道の言い分は長文なため、本稿では省
略したが、成道の話聞いた資房は不当だと判断し、「非常之又非常也」
と頼通を批判した。

ここで、この時成道と季任の二人が解却されたが、資平と資房が、

門尉（俗書） 教 重、右衛門尉藤原家経・紀宣明（転任）、志中原成通

とあり、寛仁三年、右衛門志の「中原成通」が検非違使になったことが知られる。また、「中原成通」は、長元八年（一〇三五）十月二十八日から長暦元年（一〇三七）五月十五日の期間に右衛門尉に昇進しているので⁽³⁰⁾、「僧祈円解」が作成された時、「中原成通」は右衛門志であった。したがって、「志賀郡検田使右衛門志成道」は、中原成道だと理解される⁽³¹⁾。

また、成道の史料上の初見である『権記』寛弘八年（一〇一一）十月十一日条からは、明法博士が中原成道の課試を申請したことが知られ、『小右記』長元四年（一〇三二）三月十日条には、「右衛門志成道勘文云」とあり、成道が検非違使勘文を作成したことが知られる。成道は、明法道に通曉した人間でもあった。

さて、成道と資平（小野宮家）の関係を考える時、注目される出来事は三つある。そこで、この三つの出来事の検討を通して、成道と資平（小野宮家）の関係を明らかにしていきたい。

（一）実資車副殺害事件

一つ目は、万寿四年（一〇二七）、藤原実資の車副「助光」が殺害された事件である。この事件の経緯については、『小右記』から詳しく知ることができる。まず、事件の概要を見てみよう⁽³²⁾。

二月七日、実資の車副「助光」が嗟峨に向かう途中に何者かによって殺害された。十一日、この事件を聞いた実資は検非違使中原成道に

犯人の逮捕を命じた。四月二十一日、実資は、成道から犯人は良資朝臣の牛童だという報告を受けた。五月二十一日、実資は、成道から犯人の春童丸（良資朝臣の牛童）を逮捕したこと、および春童丸を尋問した結果、共犯者がいたことが判明したという報告を受けた。その共犯者は左京大夫経親の牛童の犬男丸だという。翌日、実資は藤原頼輔と成道の二人に、犬男丸の逮捕を命じた。二十七日、犬男丸は逮捕され尋問を受けるが、彼は事件のことも春童丸の顔も知らないと容疑を否認する。二十九日、藤原頼通の牛童の証言によって、真の共犯者は頼職朝臣の牛童の犬男丸だということがわかり、真犯人の犬男丸が逮捕された。

この事件において、成道は事件の進捗情報を実資に逐一報告し、検非違使別当と実資のパイプ役的存在として行動していた。また、実資から直接命令を受けることもあった。告井幸男氏によれば、平安中期において、権門の関係者が事件に関わる場合、事件当事者の主人である権門は、自家に家司や家人、従者として仕える検非違使官人に事件の捜査を命じることが多かったという⁽³³⁾。この見解に従うと、成道は実資に近い人物であったことが指摘できる。

また、『小右記』万寿四年五月二十二日条に注目したい。そこには、

経親牛童可尋捕之事、仰頭輔・成通等一

とあり、実資は「経親牛童」の逮捕を頭輔と成道に命じている。この頭輔とは、藤原頭輔であり、彼は実資の従者であった⁽³⁴⁾。頭輔は、治安四年（一〇二四）から万寿二年（一〇二五）の間、検非違使を務

の免除を働きかけてもらうのが自然な流れになると思われる。しかし、実際は、資平家に解を提出し、資平からの働きかけを懇願している。「殿下」を頼通とすることは疑問である。

ここで注目されるのが、次の『春記』の記事である⁽²⁷⁾。

【1】長暦二年（一〇三八）九月二日条

侯「金吾殿」々下^二去月廿七日御「坐他所（惟季宅）」^一。是行「給遷

宮事」之間、依「尼坐」也

【2】同年同月二十九日条

今夜、金吾殿下并少将参「宮給」了

【3】同年十月二日条

入「夜、国司（隆佐）参入（布衣参入）。進「解文」（馬二疋・牛四

頭・樽二千寸云々）、引「出馬牛等」。予以「女装束」襲「奉」督殿

「一。々下自取給」隆佐「畢。隆佐退去畢」

右の記事は、いずれも齋宮良子内親王（後朱雀天皇第一皇女）の伊勢群行に関するもので、資平は長奉送使として、資房は齋宮勅別当として群行に供奉していた⁽²⁸⁾。当時、資平は右衛門督を務めていたから、右の「金吾殿」「金吾殿下」「督殿」は資平を指す（「金吾」は衛門府の唐名）。【1】によると、「殿下」は八月二十七日に惟季宅に移っているが、『春記』同年九月二十三日条に「先参「督殿」（惟季宅）」とあるから、【1】の「殿下」は資平を指すことがわかる。【2】の「金吾殿下」も、「金吾」とあるから、資平のことであり、【3】の「殿下」も文脈から資平（「督殿」）を指すと理解される。資平も「殿下」と称される

場合があった。

以上の用例を踏まえると、「僧祈円解」の「殿下」を資平と理解することは可能であろう⁽²⁹⁾。そうすると、祈円は、「作田勘益・雑事等」の免除を得るために、奉仕対象としてつながりのある資平に申請し、資平から「国検田使」成道への働きかけを期待して、資平家に解を提出したと無理なく読解することができる。

ただし、「僧祈円解」には次のような疑問点もある。前述のように、「国検田使」は受領によって派遣される国使であった。ならば、その「国検田使」への働きかけを期待するのであれば、受領へ解を提出するのが自然であろう。この場合だと、祈円↓近江受領というルートである。しかし、祈円は、解を資平家政所に提出した。それは、近江受領↓成道よりも、資平家↓成道という働きかけの方が、成道に対して効果があると、祈円が判断したからであろう。そこで気になるのが、成道と資平（小野宮家）の関係である。

三・二、「志賀郡検田使」成道と藤原資平（小野宮家）

まずは、「志賀郡検田使」成道という人物を特定することから始める。「僧祈円解」が作成された長元八年時、成道は右衛門志の地位にあった。そこで、『小右記』寛仁三年（一〇一九）正月二十三日条を見ると、そこには、

検非違使宣旨藏人頭左中弁経通伝「仰下官」、即仰「下同弁」（左衛

人材を紹介する動きは一般的に存在していたものと想定してもよいだろう⁽²²⁾。そうだとすると、受領によって任命・派遣される「国検田使」に、中央の権門の関係者が就く可能性は十分にあつたと考えることができる。次章以降では、こうした状況を考慮しながら、「国検田使」の事例を検討していきたい。

三、「志賀郡検田使右衛門志成道」の事例

「僧祈円解」は、九条家本『延喜式』卷三十九の第十五紙紙背として今日に伝わる史料である。まず、「僧祈円解」の全文を掲げる⁽²³⁾。

僧祈円解申 請侍従中納言殿政所恩裁事

請下被^三殊蒙^二 恩裁^一、被^レ仰^中志賀郡検田使右衛門志成道

免^二作田勘益・雑事等^一由上状

□^(右)謹案事情、今年会^二早損^一不^レ熟。已^レ不^レ知^レ為^レ方^一。令^レ知^三□^(マ)

来奉^二仕殿^一 ^(傍書「出」)下^一、彼使欲^レ蒙^二用意^一。仍注^レ事状、謹解。

長元八年十月八日 僧 祈 □^(四)

「国検田使」は郡ごとに任命される⁽²⁴⁾。したがって、「志賀郡検田使」と表記される右衛門志成道は近江国志賀郡の「国検田使」と理解される⁽²⁵⁾。ここでは、「志賀郡検田使」成道について考えていく。

この解は、僧祈円が、「侍従中納言殿」藤原資平家の政所に、「作田勘益・雑事等」の免除を「志賀郡検田使右衛門志成道」に仰せてもらうことを頼む内容になっている。これによると、祈円は、①今年は「早損」のために「不熟」であること、②「殿下」に奉仕してきたことの二つを理由にして、検田使成道（「彼使」）の「用意」を蒙りたいと述べる。この「用意」とは、文脈から「作田勘益・雑事等」を免除することを指すと考えられる。

檀道雄氏は、「僧祈円解」の「殿下」を藤原頼通、成道を実資家知家事の伴成通とし、この解は、祈円が、頼通（殿下）との「いわば強縁関係を挙げることにより、「侍従中納言殿」に「志賀郡検田使右衛門志成道」への口入を要請したもの」と理解する⁽²⁶⁾。しかし、後述するように、解の「殿下」を頼通と理解することは疑問であり、また、解が作成された当時の右衛門志は伴成通ではなく、中原成道である。したがって、まずは、「僧祈円解」の再検討から始めたい。

三・一、「殿下」について

まず、「僧祈円解」の「殿下」が誰を指すのかを考えたい。長元八年（一〇三五）時、「殿下」と称されるに相応しいのは、当時、関白・左大臣の地位にあつた藤原頼通であろう。一般的に考えると、解の「殿下」は頼通と理解される。しかし、「殿下」を頼通とした場合、祈円は頼通に奉仕してきた人物となる。そうだとすると、祈円は、頼通家に解を提出し、頼通から「志賀郡検田使」成道に、「作田勘益・雑事等」

纒兼「随分之記録」。若有「余恩」、交「御従之未坐」如何。不具
（志）
 謹言。

【史料B】書状（八）

謹言 附「脚力鳥部真成」所「被」仰下「貴従晴雅之事、敬以承了。
 但為「弁」名分之公事」、御書未「到以前已以参府如」此之処、又相
 違以近曾帰「参貴殿」之由、殿人大秦米茂伝申之上、未「知」彼人之
 面、「加之不」来「弊所」。仍不「致」一「塵」之優助、「定不本意之由自
 以言上敷。恐戦之至不」知「所」慰、「至」于一「両」之弊従「者、縦云」
 不「加」其「顧」、奉仕之志已及「数年」何迄。及「老」剋「背」申貴命「
 返、為」恐。抑如「被」被「命者、件人其近親有」当「国」之由（云々）。
 槩知「彼案内」可「致」其用意。府望不「処」勘当「者、生前之幸尤
 在」之矣。恐「謹言」。

【史料A】は、「近親」を訪ねるために「貴国」に向かう「小野晴雅」
 という人物を、「御従」の「末座」に加えてもらうことを頼む内容の書
 状である。まず、この書状の差出人について考えると、差出人は、晴
 雅のことを親（「故老親」）の「従者」だと述べている。ここから、差
 出人は晴雅の主人の子だと理解される。また、この書状は、「適還」京
 都「つた晴雅が「貴国」へ向かう際に書かれたものと考えられるこ
 とから、差出人は平安京に居住していた人物だと考えられる（19）。し

たがって、【史料A】の差出人は、中央の皇族・貴族だと理解される。
 次に、【史料A】の宛先人について。【史料A】では、「貴国」に向か
 う晴雅の便宜を図るために、彼を「御従」の「末座」に加えてほしい
 と頼んでいるので、宛先人は「貴国」において便宜を図れる地位にあ
 った人物だと考えられる。そこで、【史料A】に対する返事【史料B】
 を見ると、そのなかで、宛先人は、「名分之公事」を弁えるために、「御
 書」（史料A）が到着する前に「参府」したと述べる。「名分之公事」
 の「名分」が具体的に何の業務を指すのかは断定できないが（20）、こ
 こでは、宛先人が「公事」を「弁」える立場にあったことを重視した
 い。諸国において「公事」を「弁」える立場にあるのは、その国の受
 領である。したがって、【史料A】の宛先人は、「貴国」の受領と理解
 される。

差出人と宛先人を以上のように理解できるならば、【史料A】は、中
 央の権門が、自家の関係者を従者（御従）として、受領に紹介する
 書状ということになる。そして、この時、紹介を受けた受領は、【史料
 B】で「所」被「仰下」貴従晴雅之事、敬以承了」と述べており、晴雅
 を従者の末席に加えることを了解しているので、晴雅は受領の従者に
 加わったものと理解される。ここに、中央の権門の関係者が受領郎等
 になる事例が確認される。

本章で扱った事例と同様のものを、ほかに確認することはできない
 が、西山良平氏が「受領など「国内名士」宛ての紹介状はかなり一般
 的」と想定される（21）と述べるように、こうした中央の権門が受領に

二郎等ニ仕フ男有ケリ。(中略)孝義、彼ノ国ノ守ニテ有ケル時、件ノ男ヲ以テ検田ノ使トシテ先ニ下シ遣ル。然レバ、彼ノ男、国ニ下テ田ニ立テ検田スル間⁽¹⁰⁾とある説話から、「この説話は検田使が馬に乗って田に立つ様子をありありと伝えている」と述べる⁽¹¹⁾。佐藤氏の研究は、現時点における国の検田研究の到達点だと評価されるので、氏の研究で、この説話が引用されたことは、「国検田使^{II}受領郎等^{II}」というイメージを強固にしたものと思われる。

以上のように、「国検田使^{II}受領郎等^{II}」という理解は、説話や物尽くしの性格を持つ『新猿楽記』などが根拠の一部になっており、必ずしも「国検田使」の個別具体的な事例分析から導き出されたものではなかった。

そこで、「国検田使」の個別事例を見ると、正暦四年(九九三)、平惟仲宅は紀伊国の「国検田使」が先例に背いて庄内に入検したことを紀伊国に訴え⁽¹²⁾、長和二年(一〇一三)、丹波国大山庄は「国検田使」が旧例に背き庄内を「収公」したことを丹波国に訴えた⁽¹³⁾。また、同年には、弘福寺も大和国の「国検田使」が庄内を「収公」したことを大和国に訴えている⁽¹⁴⁾。「国検田使」が訴えられる場合、訴訟先がその国であることは、「国検田使」の派遣主体が受領であったからだと理解される。この点については、永承四年(一〇四九)の伊賀受領の藤原公則が「今年許遣^{III}検田使於^{II}彼郡^I候⁽¹⁵⁾」と述べていることから窺える。

このように、個別事例からは、「国検田使」は受領によって派遣され

る国使だということが確認される。受領によって派遣される点を重視すれば、個別事例からも「国検田使^{II}受領郎等^{II}」という性格を指摘できる。しかし、右で挙げた事例を含む大半の「国検田使」史料⁽¹⁶⁾には、ただ「国検田使」とあるだけで、受領郎等が「国検田使」を務めたかどうかはわからない。このような史料状況のなか、「国検田使」を務めた人物が判明する事例は三つあるが、これらの分析無しに「国検田使」理解を固めることはしてはならないだろう。そこで、本稿では、三つの事例のうち、より詳細な検討が可能①「志賀郡検田使右衛門志成道」の事例と、②「国検田使」威儀師蓮明の事例を詳細に分析し⁽¹⁷⁾、その結果を踏まえて、改めて「国検田使」について考えてみたい。

二、受領郎等と中央の権門

「国検田使」の検討に入る前に、受領郎等と中央の権門の関係について述べておきたい。この関係を考える時、注目されるのは、十世紀末から十一世紀初頭頃のものと考えられる『高山寺本古往来』所収の二つの書状である⁽¹⁸⁾。

【史料A】書状(七)

謹言 小野晴雅為^{II}故老親從者^I久服仕者也。而頃年相^{II}就因縁^I經^{II}廻外土^I、適還^{II}京都^I。貧遣為^レ宗、每^レ見^{II}窮屈之愁^I、弥増^{II}哀憐之思^I。而今為^レ訪^{II}近親^I、差貴国発向者、件男雖^レ不^レ立^{II}武芸^I、

は、十世紀以降の地方支配が受領による国内統治という文脈で理解され、「国検田使」を含む国使論が、国の検田論や検田所・収納所の成立論と共に、国内における受領専権の確立の一要素として議論され、位置付けられてきたためだと考えられる⁽²⁾。つまり、これまでの「国検田使」や国の検田の研究が、受領の視座のみから進められてきたことが原因だと考えられる。しかし、平安中期において、受領が任国支配を実現するための人材を確保する際には、中央の権門が関与することがあったし⁽³⁾、本稿で述べるように、中央の権門が受領に、郎等となる人材を紹介する場合もあった。こうした状況を踏まえると、当時の地方支配の実態を解明するためには、受領だけでなく、中央の権門との関係という視座からも分析する必要がある、これは国の検田研究にも当てはまる。

以上の理由により、本稿では、中央の権門との人的ネットワークの視座から、「国検田使」の個別事例を検討し、従来の「国検田使」受領郎等」という理解を再検討していく。そして、「国検田使」を持つ、受領郎等ではない一面を明らかにし、「国検田使」の実態像を提示したい。なお、国の検田は、十一世紀末頃から変化しはじめ、十二世紀になると検注に替わっていくと指摘されている⁽⁴⁾。したがって、本稿では、国の検田が成立し、検注に替わるまでの十世紀後半から十一世紀末頃までを考察の対象とする。

一、国検田使と受領郎等

最初は、「国検田使」受領郎等」という理解を提示した先行研究とその根拠になった史料を確認し、その問題点を示したい。

「国検田使」受領郎等」という理解を示した研究として大石直正氏のものがある。大石氏は、検田使と収納使をまとめて考察し、「収納使目代高階」⁽⁵⁾・「収納使惣大判官代当麻」⁽⁶⁾などの存在から、収納使・検田使は国衙官人であると、さらに、『新猿楽記』に受領郎等として描かれる四郎君の職掌に「況検田使・収納・交易・佃・臨時雑役等之使」⁽⁷⁾とあること、また、『今昔物語集』巻二十四「播磨国郡司家女読和歌語第五十六」に登場する、播磨守高階朝臣為家に任せ、「郡ノ収納」に従事した「佐太」という人物の説話などから、「受領腹心の目代・郎等が多くこれらの職に任ぜられたであろう」と述べる。また、氏は、永延二年（九八八）の「尾張国郡司百姓等解」（以下、「解文」とする）から、「元命が組織した従者が検田使・収納使以下の雑使として派遣され」たとも述べている⁽⁸⁾。

大石氏の見解の根拠となった史料の一つ「解文」は、平安中期における地方支配のあり方を示す史料として著名である。このような史料に、受領の郎等が検田使・収納使として活動する様子が記述されていることは⁽⁹⁾、「国検田使」受領郎等」というイメージの形成に大きく影響したものと考えられる。

また、佐藤泰弘氏は、『今昔物語集』巻十七「依夢告従泥中堀出地蔵語第五」に「今ハ昔、陸奥ノ前司平ノ朝臣孝義ト云フ人有リ。其ノ家

〔学術論文〕

平安中期における国検田使と権門

手嶋 大侑

Daisuke Teshima

はじめに

一、国検田使と受領郎等

二、受領郎等と中央の権門

三、「志賀郡検田使右衛門志成道」の事例

三・一、「殿下」について

三・二、「志賀郡検田使」成道と藤原資平（小野宮家）

三・三、資平家と国の検田

四、「国検田使」威儀師蓮明の事例

四・一、蓮明と隆経

四・二、「国検田使」蓮明の検田

四・三、蓮明の「国検田使」就任

おわりに

要旨 「国検田使」は、国の検田を現地で主導する国使であり、これ

までは、受領郎等が務めるものと理解されてきた。本稿では、①「志賀郡検田使右衛門志成道」と、②「国検田使」威儀師蓮明の事例の検討を通して、従来の「国検田使」理解を再検討し、「国検田使」は、受

領の部下としての側面と、個人の持つ人間関係で動く側面の二つを併せ持つ存在であることを明らかにした。そして、受領だけでなく、中央の権門との関係も視座に入れなければ、「国検田使」の実像は捉えることができないと指摘した。

キーワード：国検田使、国の検田、権門、受領

はじめに

「国検田使」は、国の検田を現地で主導する使である。国の検田は、平安中期における税の賦課・徴収に直結する重要な業務であり、それを担う「国検田使」も、当時の地方支配を支える重要な存在であった。

国の検田については、早くから注目され、その制度的内容の多くが解明されてきた¹⁾。一方、「国検田使」については、詳細な検討がなされないまま、ただ漠然と、「国検田使」は受領によって派遣される国使で、受領郎等が務めるものと理解されてきたように思われる。この「国検田使」に関するイメージは間違いではないが、それは、「国検田使」の受領郎等という性格だけを採り上げた一面的なものと言える。

というのも、本稿で明らかにするように、「国検田使」は、受領だけでなく、中央の権門とも関係を有していた場合があり、彼らは、多様な人的ネットワークのなかで検田活動を行っていたからである。

「国検田使」に関する、こうしたイメージが形成された理由として